

リフォーム **税制** 知っ得情報

消費税 経過措置編

2019年3月末までに契約した場合、
10月1日以降の引渡しでも、
消費税は8%が適用されます。

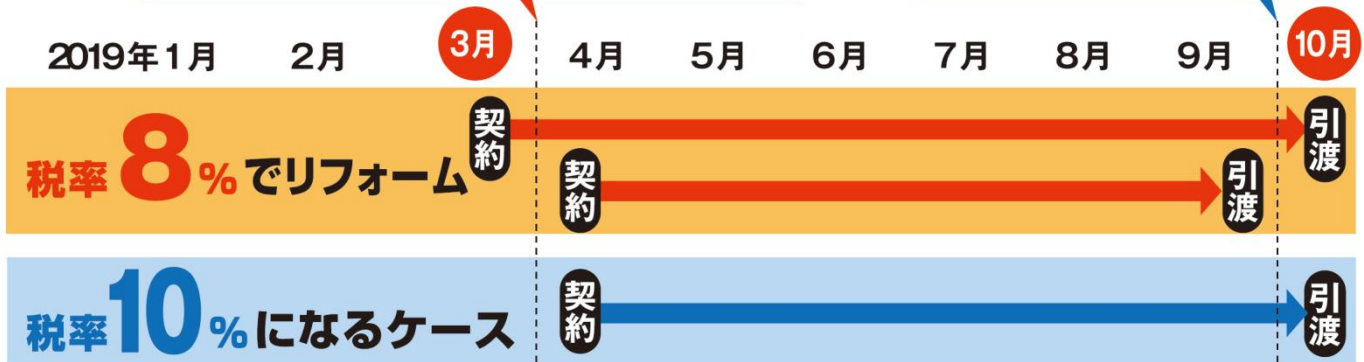
2019年10月1日に予定されている消費税率10%への引き上げ。
請負契約については経過措置により2019年3月末までに契約すれば
消費税後の引渡しでも8%でリフォームできます。

ただし、政府は消費税引き上げ後のリフォームについてメリットが出るよう税制・予算措置を行う予定があります。お客さまによっては、必ずしも消費税率引上げ前にリフォームをしたほうが引上げ後に行うよりも負担が軽くなるとは限りません。



「経過措置」適用の請負契約の期限 (3月31日)

税率10%に引上げ (10月1日)



請負契約が「経過措置」の適用期限 (2019年3月末) までであっても、設備・仕様の変更や追加契約分が、2019年4月1日以降に発生し、引渡しが税率引上げ後になると変更・追加分の消費税率は10%が適用される場合があります。



つまり、余裕をもった、お早めの「ご計画」～「ご契約」が
大切になってくるのです!!

※本掲載内容は2018年11月6日時点の最新情報に基づきまとめたものです。

上記内容についてのご質問やお問い合わせはお気軽に営業担当者までどうぞ!

【お問い合わせ】 パナソニック ホームズ 和歌山株式会社
〒640-8392 和歌山市中之島1518 中之島301ビル4階 リフォーム営業所

0800-88-8746-0 (定休日: 水曜、日曜)